

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

令和3年度、保険税の見直しを行い均等割を一人当たり3,200円の引き下げを行いました。かつ、低所得者のかたには、平成28年度からは応益割部分における保険税軽減率を拡充しております。【健康福祉課】

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担については、国による未就学児の保険料均等割額の5割の減免措置が導入されます。なお、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、国レベルで検討されるべきものであり、国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

国保会計の都道府県化に伴い、市町村財政の健全化が求められ、決算補填目的の法定外繰入については、解消するように埼玉県国保運営方針にも示されております。法定外の繰入については、現状、保険税で賄えているため繰入をしておりません。ただし、不足する場合は繰入を予定します。【健康福祉課】

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してくだ

さい。

【回答】

保険税の減免申請の基準は、川島町国民健康保険税条例及び要綱に基づき判断しております。国民健康保険税条例 24 条に基づき、災害等により生活が著しく困難となった方、貧困により生活のために公私の援助を受ける方などが減免対象となります。【税務課】

応益割部分に適用される保険税軽減率を「7・5・2割」を実施し、低所得者世帯に対する支援を行っており、基準の設定は現在考えておりません。【健康福祉課】

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

2021 年度も川島町国民健康保険税条例、並びに新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免取扱基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対し、減免を行ってまいります。周知方法に関しましては、広報・ホームページ・チラシ等で周知を行っております。

なお、当町で行う新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免は、国の基準に基づく減免です。国の基準を緩和して減免を行う場合、国からの財源補填の対象外となり、財源は町で独自に賄うこととなります。そのため財源的に厳しい当町では国の基準を緩和し、独自の減免措置を講ずることは難しいと考えております。【税務課】

- (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

国民健康保険法第 44 条の規定を受けて「川島町国民健康保険に関する規則」第 12 条(一部負担金の減免又は徴収猶予)及び第 13 条(一部負担金の減免又は徴収猶予の申請)で規定しています。【健康福祉課】

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

検討いたします。【健康福祉課】

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

多忙な医療機関に減免申請書の受け付けを依頼することは、困難と考えます。

【健康福祉課】

- (4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることがで

きます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

国保税の徴収については、納税相談や財産調査の実施により、生活状況等の把握に努め、個々の実情に応じて、徴収猶予の説明や生活保護担当への案内を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免についても説明してまいります。**【税務課】**

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

納税義務の履行は、本来、納税者の自主納付によるべきものであると考えますが、担税力があるにも関わらず滞納となっている方、納税交渉、納税相談に応じない納付意志のない方に対しては、納期限内納付をしていただいている方との公平性を保つため、法の規定に基づき滞納処分を実施しています。給与差押については、国税徴収法第 76 条の規定に基づく差押禁止額を考慮の上、実施してまいります。**【税務課】**

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

担税力があるにも関わらず滞納となっている方、納税交渉、納税相談に応じない納付意志のない方に対しては、納期限内納付をしていただいている方との公平性を保つため、法の規定に基づき滞納処分を実施しています。売掛金については、他の債権以上に事前通告をするなどの考慮の上、実施してまいります。**【税務課】**

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

様々な事情により滞納になっているものと考えておりますが、納税困難な場合には、納税相談の実施や分割納付等の措置をとっています。しかしながら、担税能力があるにも関わらず滞納となっている方、納税交渉、納税相談に応じない納付意志のない方に対しては、法の規定に基づき差押等の滞納処分を実施しています。なお、差押については、納税相談による生活状況の確認及び財産調査の実施のうえ、法令等に基づき実施しております。**【税務課】**

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けること

なく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

★【回答】

町では、特別な事情がないにもかかわらず過年度分の国民健康保険税の滞納がある方で、納付相談により取り決めた保険税納付方法を全く履行しない方については、国民健康保険被保険者資格証明書を交付することになっています。しかし、本年度の一斉更新においては、すべての方に正規の保険証を交付しております。【健康福祉課】

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

基本的には、窓口留置は行っておりません。【健康福祉課】

- ② 資格証明書は発行しないでください。

★【回答】

町では、特別な事情がないにもかかわらず税を滞納している方で、納付相談等に向いに応じようとしない方、または納付相談により取り決めた保険税納付方法を全く履行しない方については、国民健康保険被保険者資格証明書を交付することとなっていますが、本年度については交付しておりません。【健康福祉課】

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルスに感染するなどした被用者である被保険者に対して傷病手当を支給するために、令和2年に条例改正いたしました。令和3年9月30日までの時限立法ではありますが、新型コロナウイルスによる感染拡大による影響を注視し、状況により対象期間の延長について検討いたします。【健康福祉課】

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

県・国へ要望いたします。【健康福祉課】

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

平成30年1月からの任期の被保険者代表の委員については、公募名簿より選出いたしました。【健康福祉課】

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

町民の意見が反映できるように、努めます。【健康福祉課】

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

町国保加入者の自己負担はなく無料です。【健康福祉課】

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

特定健診と各種検診が同時に受診できるような体制づくりに努めており、大腸がん・肺がん・前立腺がん・胃がん・肝炎ウイルス検診においては、特定健診と同時に受診ができる体制を整えています。現在、集団方式と医療機関方式を選択できます。【健康福祉課】

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

特定健診は集団方式と医療機関方式の選択できるようにしております。また、3年間未受診もしくは過去3年間で1回しか受診していない国保加入者の方に、受診勧奨通知を送付し受診できるように促します。【健康福祉課】

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の管理については、定期的に注意喚起及び研修を行っております。

【健康福祉課】

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

検討いたします。【健康福祉課】

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者への健康状態の把握等については、介護部門、包括支援センターが行っております。

すので、連携をとりながら行いたいと思います。【健康福祉課】

- (3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

後期高齢者医療については、広域連合で県下統一による事業を実施していますので、働きかけをまいります。【健康福祉課】

- (4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

無料で、実施しております。【健康福祉課】

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあつて地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

- (1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

国・県レベルで検討されるべきものであり、国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

国・県レベルで検討されるべきものであり、国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあつてなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

- (1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

ワクチン接種にあたり、強化しています。【健康福祉課】

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

厳しい状況です。【健康福祉課】

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

現在、国や県で実施しております。【健康福祉課】

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

すみやかなワクチン接種を推進するため、強化しております。【健康福祉課】

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

当町は引き下げを行いました。引き続き、住民の負担軽減に向け努力してまいります。

【健康福祉課】

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

2020年度は38人に対し、合計で2,432,280円の介護保険料の減免を実施しました。2021年度も同様に実施してまいります。【健康福祉課】

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料については、段階を設け、所得に応じた保険料となっております。低所得者の保険料軽減については、国が主導するかたちで行うこととなっていることから、町独自の軽減を行う予定はありません。【健康福祉課】

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用料限度額を超えてしまう方は、現在の介護度が状態に合っていないことが考えられますので、区分変更を勧めるなど、適正に介護が利用できるように支援してまいります。

【健康福祉課】

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

所得の状況に応じ、相応の負担をしていただくのが制度の趣旨であると考えております。そのうえでケアマネジャー等より相談があれば、対応してまいります。【健康福祉課】

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

特定入所者介護サービスの対象施設が拡大される場合には、対応してまいります。

【健康福祉課】

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

当町の介護事業所については、経営が悪化しているという話は聞いておりません。対策についてですが、まず令和3年度の介護報酬改定の中で、感染症等災害対策への強化が含まれ、報酬が引き上げられています。また、国のコロナ支援策として、事業所への経済的な支援がありますので、相談があれば国の制度をご案内いたします。【健康福祉課】

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

2020年度には、町よりマスク等を提供しております。現在は、国・県と協力して、マスクやゴム手袋の配布を実施しております。【健康福祉課】

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

町内の特別養護老人ホームについては、すでにワクチン接種が完了しております。その他の施設は、従事者に対して優先接種を行っているところです。PCR検査ですが、入所施設については、埼玉県が定期的なPCR検査を実施しており、6月からは通所施設にも対象が拡大されています。【健康福祉課】

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

第8期計画に基づき対応してまいります。【健康福祉課】

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

現行の体制を維持できるように努めてまいります。【健康福祉課】

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

2020年度には、町よりマスク等を提供しております。現在は不足しているという状況には無いと考えております。【健康福祉課】

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

感染した場合及び濃厚接触者になった場合のPCR検査は、保健所の対応となりますが、適切に対応していると伺っています。また、入院等の調整につきましても、埼玉県及び保健所の業務となります。【健康福祉課】

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

町が実施する企業説明会への参加を呼びかけてまいります。【健康福祉課】

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

障がいがある方の多くは、基礎疾患がある方に該当し、高齢者の次に優先接種となります。かかりつけ医での接種など、障がいのある方が接種を受けやすくなるよう努めてまいります。【健康福祉課】

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

令和5年度末までの設置を目指し、町内外の事業所と調整を進めております。

【健康福祉課】

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備の状況・内容により、独自補助を実施してまいります。【健康福祉課】

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者の団体と定期的に懇談を行っていますので、その際に出た意見等を反映してまいります。また、障がい計画策定の際に実施したアンケート結果も参考にしております。

【健康福祉課】

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求

められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

障がい者の将来を考えますと、施設等への入所を希望する方は多いと考えています。その希望に応えるべく、現在グループホームの設置計画が進んでいるところです。引き続き、入所のニーズに応えられるよう、町内の事業所と協力してまいります。【健康福祉課】

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護については、障がい者だけではなく高齢者に係る問題でもあります。高齢者担当と連携を図り、老障介護の家庭の把握に努めてまいります。【健康福祉課】

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

土日等に帰省している方の詳しい人数までは把握していませんが、障害福祉サービスの相談があれば対応してまいります。【健康福祉課】

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

医療費の助成額が増大していることから、各制限が導入されてきたものと認識しておりますので、制限の撤廃は困難です。【健康福祉課】

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

当町の重度心身障害者医療費助成制度の現物給付については、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町の医師会及び医療機関と締結したことから、広域化が進んでおります。

【健康福祉課】

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

当町の重度心身障害者医療費助成制度については、埼玉県の基準と同様となっております。独自に対象を拡げることは困難です。【健康福祉課】

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑え

るため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障がいの程度や特性に合わせた支援を行っていくことが重要だと考えます。相談支援事業所等と連携し、適切なサービスにつなげ、障がい者の不安解消を図ってまいります。

【健康福祉課】

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当町では実施しております。 **【健康福祉課】**

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和2年度の自治体独自の持ち出し金額は5,584,700円です。 **【健康福祉課】**

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

県の補助制度が拡充されれば、利用時間の拡大も実施できるものと考えます。

【健康福祉課】

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

利用料軽減は、実施しております。 **【健康福祉課】**

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県での増額対応は、困難な状況が続いています。 **【健康福祉課】**

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

当町では初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を増やしております。100円券の導入

については予定しておりません。【健康福祉課】

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシーについては、介助者付き添いも含めて利用可能であり、ガソリン代支給制度についても、療育手帳所持者については介助者が運転する場合も対象となっております。なお、所得制限、年齢制限はございません。【健康福祉課】

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町村と連携を図ってまいります。【健康福祉課】

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

希望者は名簿に登載しています。【健康福祉課】

川島町では、令和元年台風第19号で被害を受け、それら教訓を活かすため、水防体制の改訂、地域防災計画の改訂、ハザードマップ・ガイドブックの新規作成などを行い、新しい災害体制や、避難などの方法について、町民に対し防災情報の発信を行ってまいりました。

本年度については、各地域に出向き、「洪水・地震ハザードマップ・ガイドブック」の説明会を行うことによって、より町の体制や災害発生時の対応について、理解していただけるように、取り組んでおります。

川島町の避難行動要支援者名簿については、希望する方であれば、どなたでも登録が行えます。そのため、特定の枠ではございません。

また、避難先となる各小中学校については、バリアフリー対応等しております。

今後も、災害に対し、事前準備の重要性を周知するとともに、災害体制の強化を図ってまいります。【総務課】

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所の整備は災害発生時の対策としてとても重要です。援護を必要とする人が災害時に安心して避難ができるよう、防災担当課と連携し整備に努めてまいります。

【健康福祉課】

避難行動要支援者名簿に登録している人数分の福祉避難所が確保できていない為、直接福祉避難所に入れる登録制度は設けてありません。福祉避難所としてのスペースが十分確

保できる状況になりましたら、登録制などにより直接福祉避難所に入れるようにしたいと考えております。【総務課】

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

配慮していきます。【健康福祉課】

現在の想定では、避難所開設当初は、避難所以外にいる方については、避難している方がいる場所の特定が困難であり、人員も十分ではない可能性があるため、救援物資が直接避難している方がいる場所に届くのは困難だと考えます。

そのため、救援物資が届くまでの期間、ローリングストック法などを活用し、十分な事前準備をしていただくようお願いいたします。

また、町としても、なるべく早く救援物資が届くように、物資、人員の調達や、協定の締結などを検討してまいります。【総務課】

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

内容によるものと考えます。【健康福祉課】

要支援者の名簿は、災害時には、避難支援等関係者に提供できることとなっております。そのため、目的や必要に応じて、要支援者の名簿開示も行えますが、要支援者と在宅避難者が同じではない可能性が高いため、先ほどの質問でお答えした、登録制度などを活用していただければと思います。また、そういった登録を行う際、ご協力を頂ければと思います。【総務課】

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

危機管理を担当する部署で対応しております。県・国への要望は必要に応じ、実施してまいります。【健康福祉課】

川島町では、防災対策室を設置し、自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策または対応を検討しております。昨年度に改訂した、地域防災計画の中では、複合災害についても新しく追加したほか、災害時の医療救護に関して、比企医師会との協定を結んだところでございます。この協定は、東松山保健所が調整役となり、連携強化を行った所でございます。今後についても、同時発生時の対応など、連携強化や、県・国への要望など検討してまいります。【総務課】

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ

禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

現在のところ、障害福祉関連事業での削減等は行っておりませんが、コロナ禍で自治体の歳入も減少しているため、ある程度の事業の削減・廃止は避けられないものと考えます。

【健康福祉課】

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れたい待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

本町の認可保育所には、公立保育園2園と私立保育園1園があります。令和3年4月1日時点において、利用申し込みのあった児童は全て入園しており、待機児童はありません。

【子育て支援課】

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

本町の公立保育園2園の定員は、さくら保育園125名・けやき保育園120名となっています。令和3年4月1日時点において、待機児童はありませんので、現在は、両園で定員の弾力化は行っておりません。【子育て支援課】

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現状では、公立保育所又は認可保育所の新增設の予定はありません。当町では、平成29年6月には地域型保育施設（事業所内保育小規模B型）を認可し、受け入れ枠（地域枠4名）が増えております。公立保育園におきましては、引き続き保育士の確保に努めてまいります。【子育て支援課】

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

公立保育園においては、育成支援児童の受け入れ枠は設けておりませんが、障害者手帳を持っている児童等を受け入れております。また、発達支援等巡回訪問事業業務を委託しており、発達についての専門知識を有する者が保育園を巡回し、保育士に対し、気になる子どもとその保護者への支援手法について、助言・指導していただいております。地域型保育施設への運営費補助金の増額については、育成支援児童の受け入れを含め研究してまいります。【子育て支援課】

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合には、状況に応じて検討してまいります。**【子育て支援課】**

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

公立保育園においては、新型コロナウイルス感染防止対策として、保護者が送迎する際には家庭での検温、保育園玄関でのサーモグラフィによる検温と手指のアルコール消毒にご協力いただいております。また、保育室の入り口には、飛沫防止のため、ビニールシートを貼り、保護者とのやり取りや園児の引き渡しは、保育室に入らずに行っております。

保育中においては、定期的な換気を行い、保育の開始前・終了後には、施設やおもちゃ等の消毒を行っております。

少人数保育につきましては、一歳児の心身発達の特性に応じた保育の実施を図るため、埼玉県の「安心・元気！保育サービス支援事業費補助金交付要綱」並びに、「川島町特別保育事業費補助金交付要綱」に基づき、低年齢児保育促進事業により、1歳児4人に対し保育士等1人を配属した民間保育所に対し、補助金を交付しております。

町立保育園におきましても、1歳児4人に対し保育士等1人を基準として配属しております。**【子育て支援課】**

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

令和2年4月から、会計年度任用職員制度を導入し、非正規職員の給与・手当・休暇制度等改善いたしました。また、保育環境の改善のため、随時保育士募集を行い、保育士確保に努めております。**【子育て支援課】**

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

本町では、保育料については、町独自の負担軽減措置として第3子以降の子どもが保育園に在園している場合、保育料は無料となります。また、同一世帯から2人以上の子どもが保育施設・事業を利用している場合は、在園（所）している第2子の保育料を50%減額しています。

年収360万円未満の世帯においては多子カウントにおける年齢制限を撤廃し第2子は、半額となります。また、年収360万円未満のひとり親世帯等については、2人目以降は無料とする多子世帯の負担軽減措置を講じております。

副食費についても、同様の措置を講じております。【子育て支援課】

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

厚生労働省の「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、監査を行っております。引き続き、指導監督に努め、町独自の基準については、研究してまいります。【子育て支援課】

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

保育所の統廃合や保育の市場化については、社会情勢や保護者のニーズを捉えた上で、川島町子ども・子育て会議において、今後の公立保育園のあり方について検討し、今後の方向性を研究しているところでございます。

在園児の保護者が妊娠・出産し、育児休業を取得する場合には、産前・産後休暇取得証明書及び育児休業期間が明記された在職証明書を提出していただき、原則として育児休業対象児童が最長1歳の誕生日になる月の末まで入園を認めています。

また、町立保育園では、就学前保育・学びの充実を目指して、リズムリトミック、外部講師による体育指導、絵本や学習ドリルの活用、フッ化物洗口、外国人講師による英語指導を導入し、就学前保育・学びの充実に取り組んでおります。【子育て支援課】

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

本町の学童保育クラブは、令和元年度に1施設を新設、令和3年4月には、新規入所希望者が増加したため、学校施設をお借りして、2施設で1支援単位ずつ増やし、現在では4施設（民設・民営）で7支援単位となっております。令和3年4月時点で、学童保育の待機児童はなく、すべての学童保育において、おおむね適正な規模で運営されて

おります。【子育て支援課】

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

本町では、「放課後児童支援員等処遇改善事業」など、国・県の施策や補助を積極的に活用し、指導員の処遇改善に努めてまいります。【子育て支援課】

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

令和3年度現在、町内の4施設7支援単位すべての学童保育施設が民設・民営で運営されているため、該当事業の補助を実施しています。【子育て支援課】

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

本町では、これまで、通院及び入院の医療費助成制度の対象を15歳年度末までとしてきましたが、入院の対象を令和3年4月から18歳年度末までに拡充いたしました。

【子育て支援課】

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

子ども医療費助成制度については、他県が行なっているように埼玉県でも中学3年まで助成できるような体制が整備できるように要請してまいりたいと考えております。

【子育て支援課】

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記してい

ます。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

県が作成した生活保護のしおりを、待合スペースに設置している棚へ置いて、町民が自由に手に取ることができるようにしております。【健康福祉課】

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

要望内容にある「扶養照会」に係る事務は、埼玉県西部福祉事務所で所管しておりますので、当町では実施しておりません。【健康福祉課】

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

当町は福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の事務については県が行っております。【健康福祉課】

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

当町は福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の事務については県が行っております。【健康福祉課】

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

当町は福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の事務については県が行っております。【健康福祉課】

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

民生委員や社会福祉協議会との連携を図り、生活に困窮した町民についての情報把握に努めております。【健康福祉課】

以上